

中京大学キャンパスネットワーク利用内規

(趣旨)

第1条 中京大学キャンパスネットワーク（以下「本ネットワーク」という）の円滑な運用とモラル維持およびセキュリティ対策のために本内規を定める。

(目的)

第2条 本ネットワークは、本学における教育・研究およびその支援、本学の管理・運営、その他本学の情報化の向上のために利用されなければならない。

(運用管理)

第3条 本ネットワークの運用は、情報センター長（以下「センター長」という）を管理責任者とし、日常の運用に関する業務は、情報センターが担うものとする。また、本ネットワークの運用については別に内規を定める。

(利用者の責任)

第4条 本ネットワークの利用にあたり、利用者は次の項目に関して責任を負わなければならない。

- (1) 利用者が本ネットワーク上で行う通信の内容。
- (2) 利用者が本ネットワークで提供するサービスおよびその情報。
- (3) 利用者が本ネットワークを利用することにより生じた損害、障害。
- (4) 利用者個人に属する資源の内容についての保全。

2 利用者は別途定める中京大学キャンパスネットワーク利用ガイドラインを遵守しなければならない。

(利用者の範囲)

第5条 本ネットワークを利用できるものは、次のとおりとする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) その他センター長が認めた者

2 前項にかかわらず、利用資格者がその身分を停止されている時は原則として利用を認めない。

(利用登録手続)

第6条 本ネットワークの利用にあたっては、所定の利用登録手続を行わなければならない。

2 所定の利用登録及び接続の手続については、別に定める。

3 本学以外の電子計算機システム等の情報システムを利用する場合は、当該システムの規程等に従い、登録等の手続を行わなければならない。

(禁止事項)

第7条 本ネットワークの利用にあたっては、次の行為を禁止する。

- (1) 公序良俗に反する行為。
- (2) 第三者に対する誹謗、中傷、および第三者のプライバシー侵害など人権を侵す行為。
- (3) 第三者の著作権および特許権等の知的財産権を侵害する行為。
- (4) ウイルス、ワームなど情報資源を破壊、またはこれへの侵入を目的としたプログラムを作成、配布する行為。
- (5) 許可されていない情報資源を見たり、入手したり、破壊する行為。
- (6) 本ネットワークおよびこれに接続する他のネットワークの正常な維持および運用を妨げる行為。
- (7) その他第三者に損害または不利益を与える行為。

(外部ネットワーク・情報システム等の利用規程の遵守)

第8条 本ネットワークに接続する外部ネットワークとの通信または本学以外の電子計算機システム等の情報システムの利用に関しては、接続先のネットワーク、情報システム等の利用規程、および接続するために経由するネットワークの利用規程等を遵守しなければならない。

(調査、処罰)

第9条 センター長は、第7条に定める禁止行為が発生もしくは発生する恐れがある場合、これを調査することができる。

- 2 センター長は前項の調査の結果、第7条の禁止行為が認められた場合は、その行為の内容を該当利用者の所属長に報告し、本人に対して本ネットワークの利用の停止、またはその他の処分を科すことができる。

(雑則)

第10条 事務局ネットワークの利用については、別に内規を定める。

(改正)

第11条 本内規の改正は、情報センター委員会の議を経てセンター長がこれを行う。

附 則

この内規は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、2010年4月1日から施行する。